

## ○桑折町狩猟免許取得事業補助金交付要領

(令和2年4月1日)

### 第1 目的

この要領は、イノシシ、ニホンザル、ツキノワグマなどの有害鳥獣の捕獲に従事する狩猟者を確保し、農作物等への被害及び人的被害防止を図り、農業の振興及び農業経営の安定に寄与することを目的とする。

### 第2 補助対象者

補助金の交付対象者は、次の各号に掲げるすべての要件に該当する者とする。

- (1) 桑折町に住所を有する者
- (2) 有害鳥獣捕獲活動等に貢献することができる者

### 第3 補助対象経費

補助の対象となる経費は、当該年度に新規に狩猟免許（わな猟免許に限る）取得に要した経費のうち次に掲げるものとする。

- (1) 福島県猟友会が主催する狩猟免許講習会受講料
- (2) 狩猟免許試験申請手数料

### 第4 補助金額

補助金額は、桑折町農林業振興事業補助金交付要綱（平成10年訓令第29号以下「要綱」という。）第2条の定めるところにより、自己負担額3,000円を超過した額とする。

### 第5 補助金の交付申請

補助金の交付申請については、狩猟免許の取得後、桑折町補助金等の交付等に関する規則(昭和56年桑折町規則第7号。以下「規則」という。)第4条の定めるところにより、交付申請書（規則第1号様式）に次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 取得した狩猟免状の写し
- (2) 補助対象経費の領収書の写し

### 第6 補助金の交付決定及び通知

補助金の交付の決定については、規則第5条の定めるところによる。

## 第7 補助金の実績報告及び額の確定

第5の補助金の交付申請は、規則第13条に規定する実績報告の手続きと合わせるものとする。また、第6の交付決定及び通知は、規則第14条に規定する補助金等の額の確定及び通知の手続きと合わせるものとする。

## 第8 補助金の請求

補助金の請求は、要綱第11条の定めるところによる。

## 第9 補則

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。